

老人クラブ運営費補助金の手引

(令和7年度版)



広島市

老人クラブ運営費補助金の手引

目 次

老人クラブ運営費補助金について.....	1
必ず御相談ください.....	3
補助金申請等書類作成に当たってのお願い.....	3
老人クラブ活動に関する問合せ先.....	4

関係書類記載要領

1. 申請書関係書類

ア 補助金交付申請書.....	5
イ 予算書.....	7
ウ 正会員名簿（申請用）.....	9

2. 実績報告関係書類

エ 実績報告書.....	11
オ 実施報告書.....	13
カ 決算書.....	15
キ 正会員名簿（実績報告用）.....	17

老人クラブ運営費補助金関係要綱

3. 広島市老人クラブ運営費補助金交付要綱.....	19
別紙 広島市老人クラブ運営基準.....	21
4. 老人クラブ運営費補助金の補助対象経費区分.....	23

老人クラブ運営費補助金について

1 運営費補助金

下記の会員数、活動を満たす老人クラブに対して、運営費補助金を交付します。

(会員数)

正会員が 30 人以上

※正会員：60 歳以上で、同一小地域内に居住している方で組織した老人クラブ会員
(詳しくは別添「広島市老人クラブ運営基準」を御覧ください。)

(活 動)

●社会奉仕活動・教養講座開催・スポーツ振興のいずれかの活動を毎月正会員延べ 25 人以上で行っている。 ※

●年度内に上記の活動に、正会員の内 25 人以上(実人数)が参加している。

※正会員が 50 人未満の場合は、正会員の半数以上

◆社会奉仕活動・教養講座開催・スポーツ振興の説明

種類	具体的な事業の例
社会奉仕活動	1 美化活動 2 高齢者の見守りや生活支援を行う友愛活動 3 老人ホームへの訪問 4 交通安全・火災予防運動 5 民話等の文化伝承活動 6 児童・生徒の登下校時の見守り活動 7 その他の地域社会の福祉向上に役立つ活動
教養講座開催	1 講演会、研修会、討論会 2 書道、絵画、音楽、手芸、俳句、華道、茶道、民謡、詩吟、民踊、陶芸、料理等の教室 3 その他教養を高めるための活動
スポーツ振興	1 グラウンドゴルフ等の競技会 2 ハイキング、サイクリング 3 体操、フォークダンス等 4 歩け歩け運動 5 運動会 6 その他スポーツの振興・健康増進のための活動

参加人数に含まれる活動

○サークル活動

○打合せ等の事前準備

○市・区・学区老連が実施する上記活動への参加

○他の老人クラブや子ども会などと合同で行う活動も、上記活動への参加人数と認められますが、必ず当該クラブからの参加人数の把握と各団体での明確な経理が必要です。

また、合同で行う活動以外に、単位老人クラブ単独での活動が必要です。

(補助金の交付額等)

補助金の交付額は、クラブの正会員数に応じてそれぞれ次の表に定める額とし、年度当初に年額を交付します。

社会奉仕活動・教養講座開催・スポーツ振興の活動等の運営費補助金の対象経費（別添「老人クラブ運営費補助金の補助対象経費区分」を参照）に充ててください。

なお、（公財）広島市老人クラブ連合会に加入しているために交付額を加算したクラブが、4月1日（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請日）後、年度末までの間に同連合会を脱退した場合には、加算した 5,000 円を返還していただくことになります。

正 会 員 数	月 額	年 額	摘 要
30 人～39 人	4,500 円	54,000 円	1 正会員数は、4月1日現在（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時）の数とする。
40 人～59 人	5,000 円	60,000 円	
60 人～79 人	5,500 円	66,000 円	
80 人～99 人	6,000 円	72,000 円	
100 人～119 人	6,500 円	78,000 円	2 年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては、活動月数に月額単価を乗じて得た額を年額とする。
120 人～139 人	7,000 円	84,000 円	
140 人～159 人	7,500 円	90,000 円	
160 人～179 人	8,000 円	96,000 円	
180 人～199 人	8,500 円	102,000 円	3 4月1日現在（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時）に（公財）広島市老人クラブ連合会に加入している場合は、年額に 5,000 円を加算して交付する。
200 人～219 人	9,000 円	108,000 円	
220 人～239 人	9,500 円	114,000 円	
240 人～259 人	10,000 円	120,000 円	
260 人～	10,500 円	126,000 円	

2 帳簿等の整備

補助金交付の要件を確認するために必要な帳簿等を整備し、領収証書等の証拠書類とともに保管してください。（完了後 5 年間）

- (1) 規約（会則）
- (2) 正会員名簿
- (3) 収入支出予算書及び収入支出決算書
- (4) 会計簿（会費徴収簿、金銭出納簿及び収入支出内訳簿）
- (5) 活動日誌 ※年度末の実績報告で、各月の①活動回数、②参加者数が必要となるので、分かるように日誌に記録しておいてください。
- (6) 総会議事録

—— 必ず御相談ください ——

次のような場合は、速やかに区役所地域支えあい課に御相談の上、届け出てください。

- 会長が変更になるとき。
- 老人クラブ名を変更するとき。
- 会長の住所が変更になるとき。
- 老人クラブを解散するとき。
- 老人クラブ活動を休止するとき。
- 所定のクラブ活動を実施できないと見込まれるとき。
- 受領済みの補助金に過大な剰余金が生じると見込まれるとき。

—— 補助金申請等書類作成に当たってのお願い ——

1 クラブ名について

規約（会則）上の正式名称を記入してください。

「第」などを略字で記入したり、漢数字をアラビア数字で記入したり、旧字を新字で記入したりしないでください。

2 会員名簿について

個人情報保護に対する要請の高まりを踏まえ、個人情報である会員名簿の取扱いには、細心の注意が必要になっています。

つきましては、「補助金申請及び実績報告のために市役所に会員名簿を提出する」ことについて、総会等において会員の皆様に了承を得ていただきますようお願いします。

本市では、補助金の交付要件を確認するに当たり必要であるため、会員名簿を御提出いただいておりますが、提出された会員名簿は補助金審査用としてのみ使用し、適切に管理しています。

3 申請書類について

本市ホームページに申請書類等の様式を掲載しています。ホームページからダウンロードし、パソコン等で必要事項を入力した様式を申請に使用することも可能です。

老人クラブ活動に関する問合せ先

問 合 せ 先	住 所	電 話 番 号	F A X
中 区 地域支えあい課	中区大手町四丁目 1-1 (中区厚生部・中区地域福祉センター)	082-504-2852	082-504-2175
東 区 地域支えあい課	東区東蟹屋町 9-34 (東区総合福祉センター)	082-568-7731	082-568-7790
南 区 地域支えあい課	南区皆実町一丁目 4-46 (南区役所別館)	082-250-4109	082-254-4030
西 区 地域支えあい課	西区福島町二丁目 24-1 (西区厚生部・西区地域福祉センター)	082-294-6512	082-294-6113
安佐南区 地域支えあい課	安佐南区中須一丁目 38-13 (安佐南区総合福祉センター)	082-831-5003	082-870-2255
安佐北区 地域支えあい課	安佐北区可部三丁目 19-22 (安佐北区総合福祉センター)	082-819-0588	082-819-0602
安芸区 地域支えあい課	安芸区船越南三丁目 2-16 (安芸区総合福祉センター)	082-821-2810	082-821-2832
佐伯区 地域支えあい課	佐伯区海老園一丁目 4-5 (佐伯区役所別館)	082-943-9575	082-923-1611
健康福祉局 高齢福祉課	中区国泰寺町一丁目 6-34	082-504-2143	082-504-2136

ア 補助金交付申請書

第1号様式

令和7年4月1日

(あて先)

広島市長

住所 広島市 〇〇 区 〇〇〇町〇-〇 ←

クラブ名 〇〇 老人クラブ ←

会長名 〇〇 〇〇 ←

電話番号 (000-0000-0000) ←

補助金交付申請書

令和7年度老人クラブ運営費補助事業について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、申請内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を広島市が行うことに承諾します。

1 交付申請額 金 71,000 円 ←

(内訳：正会員数等に応じた年額 66,000 円，広島市老人クラブ連合会加入による加算額 5,000 円)

☒ (公財) 広島市老人クラブ連合会に加入しています。

また、広島市が加入状況を確認することについて同意します。

2 事業計画

(事業の目的及び実施効果)

老人クラブ活動の充実と発展を図り、老後の生活を健全で豊かなものにするとともに、生きがいを高め、もって、高齢者福祉の増進に資する。

(計画内容)

令和 年度に当クラブは、社会奉仕活動，教養講座開催，スポーツ振興のいずれかを月に1回以上実施する予定です。

(正会員数)

65 人 (4月1日現在) ※「正会員数」には名誉会員を含み、賛助会員を除きます。

3 添付書類

- (1) 予算書
- (2) 正会員名簿
- (3) 規約 ←

● 会長の住所を記載してください。

● 規約（会則）上の正式名称を記入してください。

「第」などを略字で記入したり、漢数字をアラビア数字で記入したり、旧字を新字で記入したりしないよう御注意ください。

● 会長の連絡先を記入してください。

● 交付申請額及び内訳を記入してください。補助金額は下記のとおりです。

広島市老人クラブ連合会へ加入しているクラブは、記載内容に同意の上、□欄にチェックしてください。

なお、（公財）広島市老人クラブ連合会に加入しているために交付額を加算したクラブが、4月1日（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請日）後、年度末までの間に同連合会を脱退した場合には、加算した 5,000 円を返還していただくことになります。

正 会 員 数	月 額	年 額	摘 要
30 人 ～ 39 人	4,500 円	54,000 円	1 正会員数は、4月1日現在 （年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時）の数とする。
40 人 ～ 59 人	5,000 円	60,000 円	
60 人 ～ 79 人	5,500 円	66,000 円	
80 人 ～ 99 人	6,000 円	72,000 円	2 年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては、活動月数に月額単価を乗じて得た額を年額とする。
100 人 ～ 119 人	6,500 円	78,000 円	
120 人 ～ 139 人	7,000 円	84,000 円	
140 人 ～ 159 人	7,500 円	90,000 円	3 4月1日現在（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時）に（公財）広島市老人クラブ連合会に加入している場合は、年額に 5,000 円を加算して交付する。
160 人 ～ 179 人	8,000 円	96,000 円	
180 人 ～ 199 人	8,500 円	102,000 円	
200 人 ～ 219 人	9,000 円	108,000 円	
220 人 ～ 239 人	9,500 円	114,000 円	
240 人 ～ 259 人	10,000 円	120,000 円	
260 人 ～	10,500 円	126,000 円	

● 老人クラブの規約（会則）の添付を忘れないようにしてください。

イ 予算書

予 算 書 (令和7年度)

【収 入】

区 分	予 算 額	説 明	備 考
自主財源	円	◎正会員 ○60人×1,200円=72,000円 ○5人…5,000円(入退会予定者等) ○5人(名誉会員等) ◎賛助会員 ○10人×1,200円=12,000円	←
会 費	89,000		
自主財源	円	◎他団体からの補助金・寄付金等 40,000円 ◎前年度からの繰越金 10,510円 ◎参加者負担金 43,500円 ◎預金利息等 10円 ◎	←
その他	94,020		
市補助金	円	◎正会員数等に応じた年額 月額5,500円×12か月=66,000円 ◎広島市老人クラブ連合会加入による加算額 5,000円	←
運営費補助	71,000 ①		
合 計	254,020 ②		

【支 出】

区 分	予 算 額	うち市補助金
補助対象	円	円
運営費補助事業	195,000 ←	①の額 71,000
補助対象外	円	←純然たるレクリエーション活動費(新年会、忘年会、花見、旅行等)、市・区・学区老連会費、慶弔費、宴会その他
慶弔・宴会その他	59,020 ↗	
合 計	254,020 ②の額	

老人クラブ総会で承認された又は承認予定の予算案の内容と相違ありません。
令和7年4月1日

クラブ名 00 老人777 会計担当 氏名 00 00

● 会 費

- ◎ 入退会予定者等
会費の額が一般の正会員と異なる方
(年度途中に入退会が見込まれる場合や夫婦会員で減額されている場合など)
- ◎ 名誉会員等
会費の納入を免除された方

● その他

◎ 他団体からの補助金・寄付金等	市老連からの補助金、町内会からの寄付金・助成金など
◎ 前年度からの繰越金	前年度決算で生じた繰越金 「決算書」(P15)の翌年度への繰越金と同じ額
◎ 参加者負担金	旅行等の各種行事への参加者から徴収する負担金
◎ 預金利息等	銀行預金利息その他雑収入の総額
◎ (予備欄)	上記以外の金額

● 「補助金交付申請書」(P5)の交付申請額と同じ額

- ◎ 正会員数等に応じた年額
P6の補助金額の表に応じた金額を記入してください。
- ◎ 広島市老人クラブ連合会加入による加算額
4月1日時点(年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時)に広島市老人クラブ連合会に加入している場合は、5,000円と記入してください。

● 老人クラブ運営費補助事業

老人クラブが行う、社会奉仕活動、教養講座開催、スポーツ振興、サークル活動の事業や総会等の老人クラブ運営のための各種会議等に必要な費用(食事代などを除く。)の予定額を記入してください(他の老人クラブや子ども会などと合同で活動を行うものも含めますが、会計については各団体で明確に経理してください。)

● 補助対象外

補助対象外事業費(純然たるレクリエーション活動費)や、補助対象外経費(市・区・学区老連会費、慶弔費、飲食費等)、予備費等の予定額を記入してください。

ウ 正会員名簿（申請用）

正 会 員 名 簿

（令和7年度）

クラブ名

〇〇 老人クラブ

名誉会員の欄は、名誉会員の方に、○印を記入してください。

活動状況の欄は、実績報告書提出時に、その年度内に①社会奉仕活動、②教養講座開催、③スポーツ振興のいずれかの活動に参加した方について、○印を記入してください。（補助金交付申請時には、記入しないでください。）

名誉 会員	活動 状況	役職名	氏 名	生 年 月 日	住 所
		会長	〇〇 〇〇	M・T・S 20. 1. 1	〇〇町〇〇-〇〇 番 番 地 号
		副会長	△△ △△	M・T・S 25. 11. 12	〇〇町〇〇-△△ 番 番 地 号
○			□□ □□	M・T・S 15. 9. 8	〇〇町〇〇-□□ 番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
5				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
10				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
15				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
				M・T・S . .	番 番 地 号
20				M・T・S . .	番 番 地 号

パソコン等で会員名簿を管理している場合は、それを印刷したもので代えることができます

正会員名簿は、実績報告時にも提出が必要となりますので、控えを取っておいてください。

● 「役職名」の欄に会長、副会長、会計、監査等を明記してください(役員名簿の提出でも可)。

● 名誉会員の方は、○印を記入してください。

● 活動状況

申請時には、記入しないでください。

● 生年月日

年度内に 60 歳になる方は、正会員として扱います。

正会員とは、60 歳以上（昭和 41 年 4 月 1 日以前に生まれた方）で、同一小地域内に居住している方で組織した老人クラブ会員です。

パソコン等で会員名簿を管理している場合は、それを印刷したもので代えることができます。

工 実績報告書

第2号様式

令和7年3月31日

(あて先)

広島市長

住所 広島市 〇〇 区 〇〇〇町〇-〇

クラブ名 〇〇 老人クラブ

会長名 〇〇 〇〇

電話番号 (000-0000-0000)

実績報告書

令和6年度老人クラブ運営費補助事業を完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。また、実績報告の内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を広島市が行うことに承諾します。

- ☒ 3月31日現在、(公財)広島市老人クラブ連合会に加入しています。
また、広島市が加入状況を確認することについて同意します。

添付書類

- 1 実施報告書
- 2 決算書
- 3 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- 4 正会員名簿(実績報告用)又は出席記録の写し

【広島市記入欄】(これより下は記入しないでください)

☐ 決算内容と領収証書等との照合 ☐ 領収証書等(原本)の返却	照合日	担当者
	令和 年 月 日	

- 規約（会則）上の正式名称を記入してください。

「第」などを略字で記入したり、漢数字をアラビア数字で記入したり、
旧字を新字で記入したりしないよう御注意ください。

- 広島市老人クラブ連合会に加入しているクラブは、記載内容に同意の上、☐欄にチェックしてください。

オ 実施報告書

実施報告書（令和6年度）

【事業の目的及び実施効果】

老人クラブ活動の充実と発展を図り、老後の生活を健全で豊かなものにするとともに、生きがいを高め、もって高齢者福祉の増進に寄与した。

老人クラブ運営費補助

月	社会奉仕活動 〔美化活動 施設訪問 等〕		教養講座開催 〔講演会 研修会 等〕		スポーツ振興 〔運動会 ハイキング等〕		レクリエーション 〔旅行 新年会 等〕	
	開催回数	延参加人員	開催回数	延参加人員	開催回数	延参加人員	開催回数	延参加人員
4	1回	32人					1回	48人
5	1	17			1	20		
6			2	35				
7	1	12	1	11	1	14		
8	1	31						
9	1	24	1	18	1	19	1	15
10	1	30						
11			1	35	2	19		
12			1	17	1	23	1	61
1	1	40						
2			1	31				
3	1	53						

- 各区分の具体的な活動例については、本書 P1 社会奉仕活動・教養講座開催・スポーツ振興の説明を参照してください。
- 上記の活動（サークル活動や打合せ等の事前準備を含む。）を毎月、正会員の延参加人数 25 人（※）以上で実施する必要があります。

（月ごとの人数算定に当たっては、同一月に複数回の活動を行っているときは、延人数とすることができます。）

（※） 正会員が 50 人未満の場合は、正会員の半数

- 実施できない月があった場合は、「活動状況報告書」を添付してください。

活動実績が全くない月があった場合には、活動実績のない月数分の運営費補助金を返還していただくことになりますが、酷暑又は酷寒の時季その他特別な事情により、多数の正会員が参加する活動を実施することが困難であった場合は、返還の必要はありませんので区役所地域支えあい課に御相談ください。

（特別な事情とは、酷暑又は酷寒のほか、①雨天、台風、降雪等の荒天 ②インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行等により活動を見合わせた場合です。）

- 老人クラブで行ったレクリエーション活動（新年会、忘年会、花見会、旅行、行楽等）を記入してください。

力 決算書

決 算 書 (令和6年度)

【収 入】

区 分	決 算 額	説 明	備 考
自主財源	会 費 87,600	◎正会員 ○ 59人× 1,200円=70,800 円 ○ 6人…6,000 円(入退会者等) ○ 5人 (名誉会員等) ◎賛助会員 ○ 9人× 1,200 円=10,800 円	中途入会者 4人 (会費4,000円) 中途退会者 2人 (会費2,000円) ←
	その他 99,410	◎他団体からの補助金・寄付金等 39,000 円 ◎前年度からの繰越金 2,500 円 ◎参加者負担金 57,900 円 ◎預金利息等 10 円 ◎ 円	←
市補助金	運営費補助 A 71,000	◎正会員数等に応じた年額 月額5,500 円× 12 か月=66,000 円 ◎広島市老人クラブ連合会加入による加算額 5,000 円	
収入の合計		B 258,010	

【支 出】

区 分	決 算 額	うち市補助金	説 明
補助対象	運営費補助事業 180,000	71,000 C	美化活動 87,000円 友愛活動 78,700円 会議費 14,300円 この事業の食糧費は 40,000 円で、 補助の対象として認められるのは、市補助金 (A)の 1/2 以下の 35,500 円である。
補助対象外	慶弔・宴会その他 67,500		←純然たるレクリエーション活動費(新年会、忘年会、花見、旅行等)、 市・区・学区老連会費、慶弔費、宴会その他 【繰越金は含みません。】
支出の合計		D 247,500	

◎翌年度への繰越金

収入の合計－支出の合計	広島市への補助金返還金	翌年度への繰越金
①(B-D) 10,510 円	② (A-C) (注) 0 円	①-② 10,510 円

(注) 広島市へ補助金の返還が必要な場合は、
 ○ 市補助金の額に剰余金が生じた場合
 ○ 解散その他の事由により活動しなかった月がある場合

老人クラブ総会で承認された又は承認予定の決算案の内容と相違ありません。

令和7年3月31日

クラブ名 〇〇 老人777 会計担当 氏名 〇〇 〇〇

- 年度内に実際に収入として得た金額を記入し、予算書の書き写しにならないように注意してください。

- 「会費」、「その他」の説明欄の記入に当たっては、予算書(P7、8)を参照してください。

- 「前年度からの繰越金」には、令和6年度予算書と同じ額を記入してください。

● 運営費補助事業

次のどちらかの区分により決算額の使途内訳を記入してください。

いずれの区分で記入する場合も、食糧費については、この事業全体の金額と、補助の対象として認められる金額（市補助金額の1/2以下）を記入してください。

- ① 美化活動、友愛活動、講演会、料理教室、スポーツ大会、サークル活動など（P1の表の具体的な事業の例を参照）の事業ごと。
対象経費分を記入し、補助対象外の飲食費等を混在させないよう注意してください。
- ② 消耗品、印刷費、備品購入費（老人クラブ運営費補助金の補助対象経費区分（P23）を参照）などの費目ごと。

● 補助対象外

補助対象外事業費（純然たるレクリエーション活動費）や、補助対象外経費（市・区・学区老連会費、慶弔費、飲食費等）の支出額を記入してください。

- 翌年度予算書（P7）の【収入】の表に、「前年度からの繰越金」を記入する箇所があるので、この額を転記してください。

キ 正会員名簿（実績報告用）

正 会 員 名 簿 (令和6年度)

クラブ名
〇〇 老人777"

名誉 会員	活動 状況	役職名	氏 名	生 年 月 日	住 所
	○	会長	〇〇 〇〇	M・T⑤ 20.5.6	〇〇町〇〇-〇〇
	○	副会長	△△ △△	M・T⑤ 25.1.1	〇〇町△△-△△
		"	◎◎ ◎◎	M・T⑤ 25.1.1	〇〇町△△-〇〇
	○	会計	□□ □□	M・T⑤ 25.1.1	〇〇町□□-△△
5	○		▽▽ ▽▽	M・T⑤ 25.1.1	〇〇町XX-△△
	⊙				

(以 下 略)

正会員名簿の代わりに出席記録のコピーでも結構です。

出席記録のコピーの場合 ←

出席記録		活動日											
氏 名		4/8	4/23	5/1	6/3	7/15	8/3	8/25	9/3	9/15	9/30	10/5	11/10
〇〇	〇〇	○	○	○	○	X	○	○	○	X	X	○	○
△△	△△	○	○	○	X	○	○	○	X	X	○	○	○
◎◎	◎◎	○	○	○	○	○	○	X	○	○	○	○	○
□□	□□	X	X	X	X	○	○	X	○	○	X	X	X
◎□	□□												
○△	◎◎	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○	X	X
○◎	△△	○	X	○	X	○	X	○	○	X	X	X	X
▽□	〇〇	X	○	○	○	X	X	○	X	○	○	○	○
合 計		38	21	26	29	32	35	16	10	7	15		

- 申請時に控えを取っておいたものを御利用ください。
- 正会員名簿の代わりに活動日誌の出席記録のコピーでも結構です。
4月以降に入退会された方については補記してください。

- **活動状況**

年度内に次のいずれかの活動に一度でも参加した方について、○印を記入してください。

- ① 社会奉仕活動
- ② 教養講座開催
- ③ スポーツ振興

補助金の交付を受けるためには、年度内に、上記の活動のいずれかに老人クラブ正会員の内 25 人（※）以上が参加していなければなりません。

（※） 正会員が 50 人未満の場合は、正会員の半数

- 正会員名簿の代わりに出席記録のコピーを提出する場合は、正会員数が確認できるよう、必ず全ての会員の氏名が記載されたものを提出してください。

活動参加者が 25 人（※）に満たない場合は、補助金を返還していただく必要があります。

（※） 正会員が 50 人未満の場合は、正会員の半数

広島市老人クラブ運営費補助金交付要綱

1 趣旨

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、もって高齢者の福祉の増進に資するため、老人クラブの活動に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 交付対象団体

補助金の交付対象団体は、別紙「広島市老人クラブ運営基準」に準拠している老人クラブとする。

3 補助対象経費

補助対象経費は、老人クラブの運営に必要な報償費、需用費、備品購入費、役務費並びに使用料及び賃借料のうち、別に定めるものとする。

4 交付額等

補助金の交付額は、クラブの正会員数に応じてそれぞれ次の表に定める額とし、年額を前金払する。ただし、解散その他の事由により活動しなかった月がある場合においては、月額に、活動しなかった月数を乗じて得た額を、戻入させるものとする。また、（公財）広島市老人クラブ連合会に加入しているために交付額を加算したクラブが、4月1日（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請日）後、年度末までの間に同連合会を脱退した場合においては、加算した5,000円を、戻入させるものとする。

補助対象経費は、老人クラブの運営に必要な報償費、需用費、備品購入費、役務費並びに使用料及び賃借料のうち、別に定めるものとする。

正 会 員 数	月 額	年 額	摘 要
30 人 ～ 39 人	4,500 円	54,000 円	1 正会員数は、4月1日現在（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時）の数とする。 2 年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては、活動月数に月額単価を乗じて得た額を年額とする。 3 4月1日現在（年度途中で新規設立又は補助要件を満たしたクラブにあっては申請時）に（公財）広島市老人クラブ連合会に加入している場合は、年額に5,000円を加算して交付する。
40 人 ～ 59 人	5,000 円	60,000 円	
60 人 ～ 79 人	5,500 円	66,000 円	
80 人 ～ 99 人	6,000 円	72,000 円	
100 人 ～ 119 人	6,500 円	78,000 円	
120 人 ～ 139 人	7,000 円	84,000 円	
140 人 ～ 159 人	7,500 円	90,000 円	
160 人 ～ 179 人	8,000 円	96,000 円	
180 人 ～ 199 人	8,500 円	102,000 円	
200 人 ～ 219 人	9,000 円	108,000 円	
220 人 ～ 239 人	9,500 円	114,000 円	
240 人 ～ 259 人	10,000 円	120,000 円	
260 人 ～	10,500 円	126,000 円	

5 補助金交付申請書等関係書類

別添のとおり。

6 事務取り扱い主管課

区役所主管課長において事務処理を行うものとする。

7 委任規定

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

広島市老人クラブ運営基準

1 目的

この基準は、高齢者自らの知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を健全で豊かなものとするとともに、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に資する活動を行う老人クラブの運営に関する基本的な事項を定め、適正な老人クラブ運営を期することを目的とする。

2 組織

(1) 会員

ア 正会員の年齢は、60歳以上とする。ただし、老後の社会生活の円滑な展開に資するため、60歳未満の賛助会員の加入を妨げないものとする。

イ 老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

(2) 会員の規模

老人クラブに所属する正会員は、30人以上とする。

3 運営

(1) 老人クラブは、会員により自主的かつ民主的な運営を行うものとする。

(2) 会員の互選による代表者を1人置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(3) 会員は、老人クラブ活動に充てるため、会費を納入するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、会費の納入を免除することができる。

4 活動

(1) 老人クラブは、次の活動のいずれかを月1回以上実施するものとする。

ア 社会奉仕活動

イ 教養講座開催

ウ スポーツ振興

(2) 前号の活動は、老人クラブの正会員25人以上（正会員が50人未満の場合は、正会員の半数以上）で行うものとする。ただし、酷暑又は酷寒の時季その他特別な事情により、多数の正会員が参加する活動を実施することが困難な場合には、この限りでない。

5 帳簿等の整備

老人クラブには、次の関係帳簿等を整備し、証拠書類とともに事業完了後5年間保管しておくものとする。

- (1) 規約（会則）
- (2) 正会員名簿
- (3) 収入支出予算書及び収入支出決算書
- (4) 会計簿（会費徴収簿、金銭出納簿及び収入支出内訳簿）
- (5) 活動日誌
- (6) 総会議事録
- (7) その他必要な帳簿等

老人クラブ運営費補助金の補助対象経費区分

区 分		活 動 内 容 等	対 象 経 費
補 助 対 象	運営費補助	1 次に掲げる老人クラブの活動（打合せ等の事前準備やサークル活動を含む。） ① 美化活動、友愛訪問、交通安全運動及び火災予防運動等の社会奉仕活動 ② 講演会、研修会及び各種教室等の教養講座開催 ③ グラウンドゴルフ等の競技会、ハイキング、健康体操、歩け歩け運動及び運動会等のスポーツ振興活動 2 総会、役員会等の老人クラブ運営に必要な各種会議の開催 3 （公財）広島市老人クラブ連合会、区老人クラブ連合会及び学区（地区）老人クラブ連合会の実施する各種事業への参加（参加者負担金を除く。）	左の老人クラブの活動に要する次の経費（食糧費については補助金額の2分の1を限度とする（欄外※2参照）） （報償費） ・講師等への謝礼 （需用費） ・消耗品の購入費（景品の購入は対象外（欄外※3参照）） ・図書の購入費 ・各種資料の印刷費 ・燃料費 ・備品等の修繕料 ・食糧費（各種活動に際しての茶菓のみ対象（欄外※4参照）） （備品購入費） ・備品（スポーツ用具のセットやロッカー、机等）の購入費 （役務費） ・交通費 ・通信費 ・手数料 ・保険料 （使用料及び賃借料） ・器具等の借上費 ・会場使用料
	補助対象外	レクリエーション活動費 新年会、忘年会、花見会、慰安旅行、行楽等 各種会費・慶弔費・宴会その他	左の活動にかかる経費 市・区・学区老連などの会費、慶弔費、募金、寄付金、義援金、飲食費等補助対象外の経費

※1 上記補助対象経費区分は平成24年4月1日から適用します。

※2 （例）年間の補助金額が66,000円の場合、補助対象として認められる食糧費は33,000円までとなります。

※3 賞品や景品などのうち、会員個人の利益となるものは補助対象外です。ただし、大会を円滑に運営するための参加賞等（一般的に粗品と言われるような消耗品の類）は例外とします。

※4 クラブ活動と関係なく誰にでも必要となる弁当などの食事や、アルコール飲料（ノンアルコール飲料も同様）は補助対象外です。

名 称	老人クラブ運営費補助金の手引(令和7年度版)
主 管 課 所 在 地	広 島 市 健 康 福 祉 局 高 齢 福 祉 課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586) T E L 082-504-2143
発行年月日	令 和 7 年 2 月